

KAGO LOOP(かごしま関係案内所)における情報掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、「KAGO LOOP(かごしま関係案内所)」(以下「本サイト」という。)にイベント情報等の掲載を希望する場合の手續、掲載可否の判断等について基準を定めるものである。

(共通基準)

第2条 本サイトに掲載することができるイベント情報等は、その内容が、鹿児島県外在住者向けのものであり、鹿児島県における関係人口創出・拡大に寄与すると認められる内容であり、次の各号に該当するものとする。

- (1) 県外で行われる鹿児島に関する物産展やイベント、フェア等の情報
- (2) 県内で行われる大規模イベント(祭りや花火大会等の県外からの参加者が見込まれるもの)
- (3) 県人会・同窓会等のお知らせ
- (4) 県外在住者が対象の地域交流イベント
- (5) ふるさと納税や特産品に関する情報
- (6) 移住、観光、帰省に関する情報
- (7) 地域のお困りごとに関する情報(空き家やボランティア募集など)
- (8) 鹿児島が紹介されるメディアの情報
- (9) その他、県外居住者へお知らせしたい情報

(個別基準)

第3条 前条の基準を満たすものであっても、次のいずれかに該当する場合は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 政治的または宗教的な活動であるもの
- (5) 営利的性格が極めて強いもの
- (6) 特定の団体の宣伝または売名を目的とするもの
- (7) その他掲載することが不相当と認められるもの

(掲載手續等)

第4条 本サイトへのイベント情報の掲載を希望する団体は、掲載希望日のおおむね2週間前までに指定されたURLもしくは本サイト内の「イベント情報投稿ページ」から申請すること。

ただし、掲載希望日まで急を要する場合は、速やかに、鹿児島県地域政策課まで相談すること。

2 掲載の可否については、前2条の基準に基づき審査の上、決定する。

3 掲載内容は必要に応じて編集・修正する場合がある。

(掲載の取り消し)

第5条 掲載を決定したものであっても、次のいずれかに該当する場合は、その決

定を取り消すことができる。

- (1) 本サイトに掲載後、第2条及び第3条の基準に反することが判明した場合
 - (2) イベント情報投稿フォームの記載事項等に虚偽があることが判明した場合
 - (3) その他掲載することが不相当と判断した場合
- (免責事項等)

第6条 本サイトに掲載されたイベントに関する問合せは、主催者が対応すること。

2 本サイトへの掲載または不掲載に起因して発生した一切の不利益、並びに掲載イベントで行われた行為について、県は一切の責任を負わない。

附 則

この基準は令和7年7月18日から適用する。